

津市水道事業の給水装置及び配水管等に係る維持、修繕業務仕様書

第1章 総則一般

1－1 適用範囲

この仕様書は、本市（発注者）が発注する津市水道事業の給水装置及び配水管等に係る維持、修繕業務（以下「業務」という。）の履行に関し適用する。

1－2 業務の目的

この業務は、津市水道事業の給水区域内で発生する水道管の破損事故等において、迅速な対応及び処置を行い安全な水道水の安定供給を図ることを目的とする。

1－3 履行期間

業務の履行期間（以下、「履行期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、受注者は、平日、休日、昼間、夜間等にかかわらず、天災等の避けることのできない事情など、特段の事情がある場合を除き、履行期間中の全ての時間帯において業務に対応しなければならない。

1－4 業務対象地域

業務対象区域は、○○地域とする。ただし、発注者が特に指示し、受注者が合意した場合はこの限りではない。

1－5 修繕業務の内容

- (1) 給水装置の給水管、分水栓、止水栓及び水道メーター並びにその付属施設の漏水に係る部分修繕。ただし、給水管が鉛管の場合は、配水本管から水道メーターまでの修繕とする。
- (2) 導水管、送水管、配水管及びその付属施設の漏水に係る部分修繕。
- (3) 前各号に係る公道の舗装仮復旧。
- (4) 前各号に定める業務のほか、緊急又は迅速な対応が必要であって、発注者が必要最低限と認める修繕。

1－6 連絡体制の保持

受注者は、履行期間中の全ての時間帯において発注者からの連絡を受ける体制を整え保持するものとする。

1－7 関係法令の遵守

受注者は、本業務を実施するにあたり、建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守すること。

1－8 業務実施の流れ及び業務フロー

別表3のとおり。

第2章 修繕業務の実施等

2－1 修繕業務の依頼

- (1) 発注者は、修繕内容別に発注者が作成した修繕実施業者名簿に基づき、受注者を選定し、修繕業務の依頼を行うものとする。
- (2) 受注者は、発注者と修繕内容等について協議し、必要に応じて試掘を行うものとする。
- (3) 修繕業務の依頼は、発注者が交付する、業務場所、修繕の範囲及び内容等を明示した「業務委託票」(別紙1－1)により行うものとし、受注者は、安全に留意し、誠実に履行するものとする。
- (4) 個別の修繕業務の実施日及び履行期間は、修繕内容等により発注者が受注者と協議し、発注者がその都度定めるものとし、受注者は指定された実施日及び期間内に履行するものとする。
- (5) 受注者は、修繕業務に関し第三者から交渉を受け又は交渉の必要があるときは、発注者の指示を受けるものとする。

2－2 発注者の現場立会

- (1) 断水が伴う修繕業務の実施においては、発注者が立会することを原則とし、他の修繕業務の実施にあたっては、必要に応じて発注者が受注者に連絡の上、発注者が現場立会を実施するものとする。
- (2) 受注者は、修繕業務の実施にあたり不測の事態が生じた場合などの事情がある場合は、発注者に報告し指示を受けなければならない。

2－3 修繕業務の実施

- (1) 受注者は、修繕業務の実施期間中において、現場状況及び実施経過状況等を発注者に連絡するなど、情報共有を図るものとする。
また、受注者は、発注者から依頼があった場合は、現場状況、実施経過状況等を発注者に報告しなければならない。
- (2) 修繕業務期間中、受注者の給水装置工事主任技術者が給水装置の修繕業務を処理するものとする。
- (3) 修繕業務に使用する材料は受注者が調達し、材料費は本業務の委託料に含むものとする。なお、特殊な材料等については、発注者と受注者が協議し、発注者が必要と判断した場合は、その都度、発注者により支給するものとする。
- (4) 上記(3)の規定において、支給を決定した特殊な材料等は、発注者が指定する材料倉庫等において受け渡しするものとし、発注者の指示により受注者が運搬するものとする。

2－4 安全管理措置

受注者は、現場状況に応じて第三者等に危険が生じないよう、交通の安全や施設利用者の安全等を確保するための措置や保安施設を設置するなど、善良な管理

者の注意義務をもって、必要な措置を講じなければならない。

2－5 地下埋設箇所の修繕

受注者は、掘削を伴う地下埋設箇所の修繕にあたっては、着手前に発注者及び地下埋設物管理者と協議、調整し、埋設物に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。

2－6 交通規制

- (1) 受注者は、修繕業務の実施にあたって交通規制を必要とする場合は、事前に発注者に申し出て、発注者の指示に従わなければならない。
- (2) 修繕業務の実施にあたって交通などに危険を及ぼすおそれがある場合は、バリケード、保安ロープ、セフティコーン、赤色灯、標識等によるほか、必要に応じ交通誘導警備員を配置して交通の安全を確保しなければならない。

2－7 交通誘導警備員

- (1) 三重県内の指定路線において、本仕様書2－6(2)に規定する交通誘導警備員を配置する場合は、交通誘導警備業務を行う場所（交通規制区間）毎に有資格者（1級又は2級検定合格者）を1人以上配置しなければならない。
なお、指定路線は、「三重県公共工事共通仕様書」を参照するものとする。
- (2) 指定路線以外の路線において、有資格者が配置できない場合は、発注者の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とすることができます。

2－8 標示板

標示板の設置等については、「三重県公共工事共通仕様書」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」によるものとする。

2－9 現場清掃等

受注者は、業務が完了した場合は、速やかに現場の清掃、後片付け等を行わなければならない。

2－10 廃棄物、現場発生品の処理

- (1) 修繕業務実施に伴って生ずる土砂、塵芥、アスファルト塊、コンクリート塊、汚泥等の廃棄物は、受注者の責任において、関係法令を遵守し適切に処理するものとする。処理方法等については、必要に応じて発注者と協議するものとする。
なお、処理にあたっては、第三者に損害及び迷惑をかけないよう十分注意しなければならない。
- (2) 現場発生品は、発注者に報告し、その指示により処理するものとする。
- (3) 廃棄物、現場発生品は、原則としてその日のうちに処理するものとする。
- (4) 廃棄物を処理する際に必要となる産業廃棄物処理委託契約書の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の提出又は提示を発注者が求めた場合は、その指示に従わなければならない。

第3章 業務管理報告等

3－1 出来形の確認資料（現場確認資料等）

- (1) 受注者は、個別の修繕業務完了時に、業務完了報告票（別紙1－2）、業務報告書、完成写真、修繕状況写真及びその他出来形の確認に必要な資料を作成し、発注者に提出するものとする。
- (2) 前項に規定する完成写真は、同一位置から作業の着手前（遠景及び近景）、修繕期間中及び完了後（遠景及び近景）撮影した写真など、修繕の箇所及び出来形が判別できる写真を提出するものとし、修繕状況写真は、材料検収及び不可視となる出来形部分について特に注意して撮影するものとする。

3－2 修繕業務の積算

修繕業務の積算は、3－3の規定に基づき発注者が行うものとする。なお、受注者は、発注者からの求めがあった場合は、積算を行うにあたって必要となる項目別の写真や図面等を提出すること。

3－3 修繕業務の積算基準

発注者が行う修繕業務の積算は、水道事業実務必携の「請負工事標準歩掛」を基準とし、記述のない工種等は、三重県国土整備部監修の「積算基準」を使用するものとする。

また、労務単価及び資材単価は、三重県設計単価表、建設物価、積算資料及び業者見積を使用し、本仕様書4－3に基づき提出された資料等をもとに、発注者が積算を行うものとする。

なお、積算結果は、発注者から受注者に通知するものとする。

3－4 提出書類及び提示書類

業務に係る提出書類については別表1、提示書類については別表2のとおりとする。

3－5 委託業務実績報告書の提出

受注者は、発注者が委託した業務が完了したときは、委託業務実績報告書（別紙2）に個別の修繕金額を記載した業務履行一覧表を添付し、毎月20日締め（ただし、3月は月末締め）で発注者に提出するものとする。

別表1 提出書類

No.	書類名称	提出時期（下記に記載する時期に遅滞なく速やかに提出するものとする。）	備 考
1	委託業務着手届	契約締結時	
2	業務担当責任者選任通知書	契約締結時・責任者変更時	
3	修繕打合せ簿	個別の修繕の期間中、必要に応じて	
4	業務完了報告票、業務報告書、完成写真、修繕状況写真、その他出来形の確認に必要な資料	個別の修繕の完了時	完成写真は遠景、近景にて撮影 修繕状況写真は、不可視部を特に注意して撮影すること。
5	下請通知書・修繕実施体制台帳の写し	個別の修繕の下請負決定時	下請負がある場合。
6	産業廃棄物処理委託契約書の写し	契約締結時	該当がある場合。
7	委託業務実績報告書	毎月20日締め 3月は月末締め	個別の修繕金額を記載した業務履行一覧表を添付すること。

別表2 提示書類

1	産業廃棄物管理票(マニフレスト)	個別の修繕完了時	
---	------------------	----------	--

別表3 業務実施の流れ及び業務フロー



票託委務業

業務を委託します。

津市上下水道事業管理者



原本はA3

票告報完了業務

別紙1-2 原本はA3

工務課長	担当副參事	調整担当主幹	主任幹	担当
------	-------	--------	-----	----

委託業務実績報告書

令和 年 月 日

津市上下水道事業管理者

所在地

受注者 商号(名称)

代表者氏名

次の委託業務が完了しましたので報告します。

件 名	
履 行 場 所	
契 約 金 額	金 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
契 約 締 結 日	令和 年 月 日
履 行 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
業務完了年月日	令和 年 月 日